

## 清代乾隆年間における官僚と塩商（二）：両淮塩引案を中心として

滝野，正二郎  
山口大学人文学部

<https://doi.org/10.15017/25757>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 22, pp.1-17, 1994-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 清代乾隆年間における官僚と塩商 (二)

——兩淮塩引案を中心として——

滝野 正二郎

## 三、塩引の預提

第一節および第二節では、兩淮塩引案の事件の経緯と、この事件の中心人物である高恒と普福の経歴について検討したが、本節においては、この兩淮塩引案と呼ばれる疑獄事件の本来的な原因ともいべき、塩引の預提について分析を加える。

### 1 塩引の預提

そもそも塩引の預提とは、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三〇輯六六五頁、乾隆三三年（一七六八）五月二〇日、兩淮塩政尤拔世の奏摺に、

窃查預提引目一事、原因口岸暢銷、額引不敷接濟、奏請預提下綱引目、給商領運、民食既得有資、商人亦沾餘利、或派辦公、或繳餉備用、兼可藉以辦理一切公事、如有餘銀、解交內府。此向來辦理提引之原委也。

というように、額定の塩引が順調に消化されて不足した場合に、次年度以降の額引から塩引發行枠を前借りして額外の塩引を發行するというものであり、吉慶が兩淮塩政であったときに開始された。『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯一〇七頁、乾隆三三年（一七六八）六月二〇日、江蘇巡撫彰寶・兩淮塩政尤拔世連名の奏摺には、

伏查前塩政吉慶任内、因雍正乙卯綱淮南帶徵引目、至乾隆十一年丙寅綱、便可帶完、自丙寅以後、別無帶運之引、江広口岸頗覺暢銷、請將甲戌年歲額綱塩一百四十一万五千三百九十四引預提、存部、隨時約數請領、接濟民食。奉旨、勅部議覆准行。此係吉慶任内預提綱引之始也。

とあり、乾隆一一年（一七四六）、一年分の定額を消化しきれず帶徵されていた雍正乙卯年（雍正一三年（一七三五）分の綱引が完徵されたうえになお塩の売行きが順調で、塩引が不足しつつあったため、甲戌年（乾隆一九年（一七五四）分の綱引の前借りを当時の兩淮塩政であった吉慶が要請し、それが認可されて塩引の預提が開始されたと述べられている。つまり、塩引の不足に対して、乾隆一一年までは、それ以前の滯徵分を消化することによって対応していたが、この乾隆一一年にいたって消化すべき滯徵分が全くなくなり、従来の方法では塩引の不足に対応しきれなくなった。そのため、次年度以降の額引を前借りしてそれを補うという塩引の預提が実施されたのである。佐伯富氏の御研究によれば、乾隆年間には塩政が順調に運営されていたという。順調なるがゆえに塩引が不足し、そのために預提という対策を講じなければならなくなったのである。

この塩引預提の開始を告げる奏摺自体は『宮中檔乾隆朝奏摺』の中に含まれていないため見ることはできないが、この事実に關しては、吉慶の乾隆一六年の奏摺によって確認できる。『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯二八〇頁、乾隆一六年（一七五一）一二月二一日、管理兩淮塩政今調長蘆塩政吉慶の奏摺に、

窃照兩淮綱塩、額引而外、恐暢銷口岸、民食未敷、所当先事籌維、相機調劑。前經奴才於提甲銷完之後、又奏請照例預提、部議准、於次年額引内、提出行銷。本年辛未綱、奴才先期約數、曾奏請預提次年綱引四十万道。仰賴皇上福庇、口岸行銷暢旺、所領引目、業拋各商摺配領運完納入冊、正雜課銀五十九万二千七百餘兩。又食塩口岸恐有不敷、亦經奴才另案奏准預提、在案。本年辛未綱額外預提、寧国等五口岸、食塩一万二千八百七引、亦拋各商陸續領運過九千三百餘引。因引目於八月内、方始領到。是以、尚未完、現在飭商上緊領運、奏銷限内、可以全完。所有奴才任内辛未綱額外預提綱引、業已輸課領運全完、額外預提食引、領運將竣緣由、理合恭摺奏聞、伏乞聖主睿鑒、謹奏。乾隆拾陸年拾貳月貳拾壹日。

〔硃批〕知道了。

とあり、吉慶は、乾隆一六年以前には綱塩・食塩の不足を補うため綱塩の次年度塩引を預提することが戸部の議准を経て認可されていたことに言及したうえで、この乾隆一六年に四〇万道および食塩一万二八〇七引を預提することを報告し、それに対して乾隆帝も「知道了」の硃批を与えて了解している。つまり、塩引の預提自体は何ら問題のないことだったのである。

こうした経緯を経て認可された預提の塩引は乾隆三十三年（二七六八）、兩淮塩引案が持ち上がるまで約二十年にわたって実施されることになる。先に引用した『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯一〇七頁、乾隆三十三年六月二〇日、江蘇巡撫彰宝・兩淮塩政尤拔世連名の奏摺によれば、乾隆一一年以降の塩引預提の実施状況は表1に示したとおりである。

これによれば、乾隆一五年から二一年にかけて二〇五万一二八引、乾隆二四・二五の兩年で四〇万引、二九年から三二年にかけて一一〇万引、総計四九六万六六二二引の塩引が預提されている。このように多額の塩引が定額外に発行されたという事実は、乾隆一〇年代から三〇年代初頭に及ぶ期間の塩引不足がいかに慢性的であり、当時の塩専売がいかに好況であったかということを実に物語っているといえよう。

## 2 餘利銀の存貯

先述したように、兩淮塩引案という事件において問題視されたのは塩引の預提自体ではなかった。問題視されたのは、預提塩引に付随する「餘利銀」の存在であった。『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯一〇七頁、乾隆三十三年六月二〇日、彰宝・尤拔世連名の奏摺に、

表1 乾隆11年～32年の預提塩引額

年号	年次	干支	塩政名	預提綱	預提額	備考
乾隆	11~15	丙寅~庚午	吉慶	甲戌綱	1,415,394	
	15~21	庚午~丙子	吉慶・普福	辛未等綱	2,051,228	
	22~23	丁丑~戊寅	(普福・高恒)		0	正綱壅滞
	24~25	己卯~庚辰	高恒	(庚辰・辛巳)	400,000	
	26~28	辛巳~癸未	高恒		0	正綱壅滞
	29~32	甲申~丁亥	高恒・普福	(乙酉~戊子)	1,100,000	
合計					4,966,622	

【典拠】『宮中檔乾隆朝奏摺』第31輯 P107

臣等查兩淮綱引正引、原應完正雜課銀、二兩六錢四分三厘零。此外尚有窩餉一兩、惟預提引張每引正雜錢糧、不過一兩五錢二厘零、且不須另加窩餉、并免納雜費。是以、獲利較厚於正課、緣商人領運正綱引張、除完課之外、所有利息、是伊等本分應得之項。至於預提引張、係額外給與、領運其所得利息、亦係額外羨餘。此完課之外、又可每引完繳公費之原委也。

とあるように、兩淮塩の正引（定額内の塩引）の場合、正雜課銀二兩六錢、窩餉一兩を税として官に納入しなければならぬのに対して、預提塩引では、正雜錢糧一兩五錢二厘を納入するのみでよく、塩引を預提した場合には、正引に比べて二兩一錢四分一厘ほどの利益が余分に塩商の手許に残る。この利益は「額外」の預提塩引から発生した「額外」の「羨餘」であるから、この余分の利益を塩商の手許に置くべきではなく、それを官に吸い上げ、「公費」として塩運司庫にプールしておくというのが「餘利銀」であった。すなわち餘利銀の徴収というものは、定額内の塩引に賦課される税額と預提塩引に賦課される税額とに差があることを利用して、地方所在の財政官庁が独自の「財源」を確保しようとしたところに起こったものだったのである。預提塩引が「額外給与」であるところからその税額の差が生じていることに注目するならば、経済の動き自体が流動的であるにもかかわらず清朝の通常の財政運営が原額主義であるという、いわば現実と原則の間隙において起こったものであったといえよう。

この地方所在の財政衙門が独自に「財源」を確保しようとしたことについて江蘇巡撫彭寧と兩淮塩政尤拔世は『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯一〇七頁、乾隆三三年六月二〇日、兩人連名の奏摺において、

臣等伏思預提綱引、商人既成本少而獲利多、樂於源源領運。其願繳辦公之項、倍於正課之數。無論在外辦公、斷不需如此繁費、商力所產、即出自民脂、厘毫俱屬國帑。当日奏請提引之始、即應體察輿情、其餘利數目每引願繳公費若干、擬實奏明、按年造冊報銷、庶無欺隱。乃吉慶等通年奏案、止以口岸旺銷籌備民食等語、援例預提。其預提之引、与正綱之引、商人獲利迥別。如何派引辦公、及繳備備用、並不奏定章程、該前塩政等居心笑不可問。

といい、人民から出たものは全て国家のものであるという原則の上に立ち、その点から、地方衙門において勝手にそれを処理することのみを問題にしているのであって、決して、人民から余分の搾取を行なったという問題をしているのではない。この観点は、まさに、当時の王朝権力が、人民から税を徴収するということに關していかに考えていたかを如実に示すものであるといえよう。

さて、預提塩引一張あたりの「餘利銀」は毎年同額であったわけではない。表2に示したとおり、二・〇両から三・〇両にいたるまで種々存在し、預提塩引総額四四三万三四七張<sup>⑤</sup>を対象にして総計一〇九二万二八九七兩六錢の餘利銀が塩運司庫に納入されたはずであった。

ところが第一節で既に述べたように、餘利銀の全額が塩運司庫に納入されたわけではなかった。『宮中檔乾隆朝奏摺』第三〇輯六六四頁、乾隆三三年五月二〇日、(兩淮塩政) 尤拔世の奏摺に、

上年丁亥綱將竣、普福奏蒙恩准、預提戊子綱引日淮南引二十万道、淮北綱引五万道、除淮北綱引、数少、分給各商領運、向不留存辦公、毋庸置議外、所有淮南綱引二十万道、普福派給通河各商、領運九万三千二百九十四引、又派給正副總商黃源德等二十七名乾隆三十二年分膏火一万四千一引、餘引九万二千七百五道、普福因進京陛見、未及分派、運使趙之璧護理塩政任内、將餘引儘数派給總、散各商、分領配運、以免綱引壅滯、仍令各商每引繳銀三兩、以備公用、共繳貯運庫銀二十七万八千一百十五兩。奴才二月十六日莅任後、拋運使詳請、撥還上年起解漢口辦理銷運事宜、遵奉恩旨、詳給本年起解商捐銀兩、赴漢動支輜木一切解費・盤纏銀一万八百五十三兩零。又補給漢口辦理銷運事宜、商三十二年分盤費・薪水銀二千兩。又給還總商江広達承辦乾隆三十年奉頒御書碑石墨刻核實工價銀一千七百二十八兩

表2 乾隆11年～32年の餘利銀総額

年号	年次	預提塩引額(引)	毎引値銀(兩)	餘利銀総額(兩)
乾隆	11～19	2,630,374	2.4	6,312,897.6
	20	300,000	2.0	600,000.0
	21	300,000	2.2	660,000.0
	22	0		0.0
	23	0		0.0
	24	0		0.0
	25	300,000	3.0	900,000.0
	26	0		0.0
	27	0		0.0
	28	0		0.0
	29～30	500,000	2.5	1,250,000.0
31～32	400,000	3.0	1,200,000.0	
合計		4,430,374		10,922,897.6

【典拠】『宮中檔乾隆朝奏摺』第31輯p110

零。又給還各総商承辦三十二年普福任内玉器・古玩等項銀六万四千九百十三兩零。又給還總商程謙德承辦三十二年分普福任内金魚及缸具・人工等項銀二千二百九十兩零。以上通共動支過公用銀八万五千四百七十六兩零。其餘一切非閑緊要之工程等雜事、奴才概不准於此項動支。現在淨餘銀一十九万二千六百三十八兩零。伏查此項銀兩、若留存運庫、未免遇事支銷不無糜費。理合將支用餘存各數分晰、拋奏奏明、請旨、臆否將此項餘銀、附解内府、交福隆安、查收之處。

とあり、乾隆三十三年五月二〇日現在、塩運司庫に現存する餘利銀は、一九万二六三八兩のみであった。その来源は表3に示したとおり、乾隆三十二年（一七六七）に預提された二〇万引にたいして兩淮塩運使趙之璧が二七万八一・一五兩の餘利銀を徴収し、それから在外開銷分八万五四七六兩を差し引いた残りだったのである。尤拔世はそれを内務府に納入しようと申し出たのであるが、これは、その前年の乾隆三十二年（一七六六）に同様に処理した餘利銀の残り（表3中の三十二年⑦＝一〇万四七〇四兩）を普福が内務府に納入したことに倣ったものである。

この表3を見ればわかるように、餘利銀の対象となる預提塩引中から、餘利銀を納入しない塩引（表3中の③）が除外されているが、ここで徴収されるべき餘利銀のうちいかほどの額が徴収され、どのように費消されたかが問題となる。

### 3 餘利銀の使途

餘利銀の使途については、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯一〇七頁、彰宝・尤拔世の奏摺に、

查各塩政、將預提引張、散給商人後、各該商、或因代購貢物、或值辦理差務、或藉修理工程、各自私行借端開銷、從未按引繳銀、登有檔案、固屬朦混不清、且其開銷不盡之數、各塩政、或自行寬免、以作獎勵、或私相授受、竟行侵蝕情弊、不可枚舉。

表3 餘利銀納入額

年度	塩政	預提綱	預提塩引数 ①	餘利銀対象分引 ②	未銀分引 ③	撤銀分引 ②-③=④	収 銀 ④×3=⑤	在外開銷銀 ⑥	餘銀 ⑤-⑥=⑦
31	普福	丁亥	250,000	200,000	137,076	62,924	188,772	84,076	104,704→内務府へ
32		戊子	250,000	200,000	107,295	92,705	278,115	85,476	192,638→内務府へ

【典拠】『宮中檔乾隆朝奏摺』第31輯p107

\*この表中の①預提塩引数と②餘利銀対象分引に差があるのは兩淮塩区の①に預提塩引数から、利益が少なく餘利銀徴収の対象とならない淮北塩区分の五万引が除外されているため。

とあり、塩政に代わって貢物を買付ける、あるいは「差務」を処理する、修理工程等を名目にして塩商が私自に開銷している、などと総論されている。同摺には、これに引きづいて各総商から塩政に納入された餘利銀額を記載している。それを示したのが表4である。

これを見れば、塩政が、各総商にたいして預提塩引を割り当て、総商は、それから得られる餘利銀の一部を官に納入していた様が窺われる。

またその後段には、表5に示したように塩商が塩政に代わって買辦した物品が挙げられているが、これによれば、餘利銀は、これらの高価な装飾・調度品を塩政に代わって塩商が買付ける場合にも流用されていたことがわかる。まさに、官僚と商人が癒着する構造を如実に表しているといえよう。

つまり餘利銀は、全額が塩運司庫に一旦納入されてそこから種々の用途に支出されたのではなく、全く納入されていない部分が存在したほか、塩政に代わって物品を購入するなどして、いわば「帳消し」にされてしまった部分も存在したのである。つまり餘利銀は、そのすべてが塩運司庫を経由して正当な手続きにしたがって費消されたわけではなく、塩政と塩商(総商)との間において非制度的に費消されていたものも含むのである。

それでは、餘利銀がどのように費消されたと最終的に認定されたのであろうか。『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯五五四頁、乾隆三三

表4 各商繳過餘利銀兩

年次	商人名	塩政名	預提綱	預提引数	餘利銀単価	餘利銀総数	繳過銀兩数	
乾隆	25	五商	高恒	辛巳綱	45,000	3,0	135,000	48,459
	25	洪充実	高恒	辛巳綱	12,500	3,0	37,500	37,500
	30	洪充実	高恒	丙戌綱	16,000	2,5	40,000	40,000
	29	汪啓源 <small>(黄榮成の兄)</small>	高恒	乙酉綱	6,000		10,000	

【典拠】『宮中檔乾隆朝奏摺』第31輯 P107

表5 商人代辦物品

年次	商人名	塩政	代辦物品	個数	相当額(兩)	
乾隆	14	黄仁德	吉慶	紅寶石	21塊	1,300
	16	程謙德	吉慶	涂茶	500瓶	750
	20	程謙德	吉慶	螺甸都盛盤	9副	930
	21	程謙德	普福	珮瑯鼎爐、螺甸如意		320

【典拠】『宮中檔乾隆朝奏摺』第31輯 P107



年八月一日、江蘇巡撫彰宝・兩淮塩政尤拔世の奏摺に、

今將動存完欠各細數、通盤核算、徹底清厘、各商節年領引、実未完納銀六百二十五万三千五百八十四兩一錢六分六厘。

とあり、六二五万三五八四兩余が全く未納であるとしたうえで、表6に示したように以下の用途を列挙している。

表6に示したように、①未完納銀は六二五万三五八四兩一錢六分六厘であり、総額一〇九二万二八九七兩六錢に対して五七・三パーセントを占める。この部分は、字義から見れば、塩商が「いまだ納入していない銀」であるが、事実上、私得してしまっていた、あるいは私得するつもりであった可能性が強い部分である。つまり預提塩引から余分に得られる収入のうち半分以上が塩商の懐に入ったことになる。

それ以外の部分は六種類に分けられる。まず塩商が私自に開銷してしまつた部分があり、②で示した部分がそれに当たる。この奏摺では①未完納銀とともに各塩商が賠償すべき項目とされている。③で示した項目は、塩商が塩政吉慶・普福・高恒に代わつて貢物を購入することにもなつて費消された部分である。その中の「各商交付高恒家人張文学及顧蓼懷等經收各項銀」とは貢物を購入する際に仲介した家人張文学と顧蓼懷にわたつた銀を指している。次の④と⑤は正当な用途に開銷された部分である。④は他の衙門に解交済みの項目であり、「乾隆三十二年普福解交内務府銀六万九二七七兩八錢一分三厘」と「抵換金銀牌鏢銀三万五四二六兩六錢」は合計一〇万四七〇四兩余となり、前項「2 餘利銀の存貯」において既述した、乾隆三十一年に普福が内務府に解交した餘利銀と同一の銀兩を指す。それについて⑤は塩政普福が、施設の建造・修理、輸送費支給等の正当な用途に流用した項目である。⑥は現在塩運司庫内に現存する銀兩であり、趙之璧が塩商から徴収し、尤拔世が内務府に解送しようと申し出た一九万二六三八兩四錢二分五厘のほか、塩船牽引用の通路を修理しながら未給であつた修理費分の銀兩、および普福が塩商に貢物を代辦させておきながら代価を支払つていなかった銀兩を含んでいる。最後に掲げた⑦のうち一項は塩政普福が塩運司庫から取り上げた銀兩であり、いま一項は、塩運使盧見曾が塩商から骨董品を購入しながら代金を支払つていなかった分の銀兩である。

つまり、総額一〇九二万二八九七兩六錢の餘利銀のうち、正当に処理されたと認定されるのは④⑤⑥の部分のみであつ

表6 餘利銀の使途

項 目	金 額 (兩)
①未完納銀	6,253,584.166
②総商藉称辛力膏火銀	703,602.0
②楚商濫支膏火銀	2,000.0
②総商代塩政購辦器物浮開銀	160,687.013
②各商辦差動用銀	1,482,698.8
②各商辦差冒開銀	667,976.8
小計(商人名下共応補完銀)	9,270,548.779(1)
③各商代塩政購辦器物作価銀	576,792.821
③各商交付高恒家人張文学及顧蓼懷等経取各項銀	207,887.856
③各商代高恒辦做檀梨器物銀	86,540.144
小計	871,220.821(2)
(1)(2)合計	10,141,769.6 (3)
④乾隆29年撥解江寧協濟差案銀	300,000.0
④乾隆31年普福解交内務府銀	69,277.813
④乾隆31年普福抵換金銀牌鏢銀	35,426.6
⑤普福修葺惠濟祠・城隍廟、挑汪修井、添設救火器具、収養窮民房舍、及運裝修等項	40,792.996
⑤普福動用起解演餉幫貼夫価・鞘木・盤纏及墨刻工価等銀	16,272.516
小計(例得開除銀)	461,769.925(4)
⑥普福估修三汊河至儀徵緯路未給銀	423.152
⑥趙之璧收貯商人完繳引価銀	192,638.425
⑥普福託商購買古玩等物未給銀	67,204.059
小計(現貯在庫帰款銀)	260,265.636(5)
(4)(5)合計	722,035.561(6)
⑦普福向運庫支取丁亥綱銀	42,851.439(7)
⑦盧見曾婪得商人代辦古玩銀	16,241.0 (8)
(3)(6)(7)(8)総計	10,922,897.6

【典拠】「宮中檔乾隆朝奏摺」第31輯p554

て、その額は表中の(4)+(5)＝七二万二〇三五両五錢六分一厘であつた。

表6で注目すべきなのは、不当な費消と認定されたものの多くが「辦差」と「代辦器物」を契機として費消されていることである。②に含まれる「総商代塩政購辦器物浮開銀一六万〇六八七両一分三厘」、「各商辦差動用銀一四八万二六九八両八錢」、「辦差冒開銀六六万七九七六両八錢」および③に含まれる「各商代塩政購辦器物作価銀五七万六七九二両八錢二分一厘」、「各商交付高恒家人張文学及顧蓼懷等經收各項銀二〇万七七八七両八錢五分六厘」、「各商代高恒辦做檀梨器物銀八万六五四〇両一錢四分四厘」がそれに当たるが、これらは合計三一八万二五八三両四錢三分四厘にのほり、餘利銀総額一〇九二万二八九七両六錢の二九・一パーセントを占め、「①未完納銀」を除く、使途が提示されている金額合計四六六万九三一一両四錢四分にたいしては実にその六八・二パーセントを占めている。

ここでいう「辦差」とは「辦理差務」の略である。これについては、『宮中檔乾隆朝奏摺』第一六輯三一五頁、乾隆二一年二月二日、(兩淮塩政) 普福の奏摺に、

至于預備明春差務、奴才惟有事事凜遵聖訓、敬慎辦理各処行宮・名勝工程、亦皆陸續竣事。奴才現往金・焦・鎮江等処、查看一切所有連得瑞雪情形、合併恭摺奏聞。

とあり、「明春」＝乾隆二二年の春に備える差務が各処の行宮・名勝の工事であることが示されている。乾隆二二年春とは乾隆帝の二回目の南巡が行なわれた時であるので、兩淮塩政が関わる「差務の辦理」とは乾隆帝の南巡にともなう各施設の工事を指すと考えられる。さらに、『宮中檔乾隆朝奏摺』第二三輯六一頁、乾隆二九年一月二六日、兩淮塩政高恒の奏摺には、

恭照欽奉諭旨、着伝諭尹繼善・高恒、於魯家莊地方、酌添行宮、或動賞給辦差餘銀、或用高恒所奏淮商等情願修理行宮之項、量葺數間程站、既屬適均行宮倍多便益。但不必過於增飾、致滋糜費、欽此欽遵。……中略……淮商修理行宮之費、并拠酌定規模、及尹繼善自蘇回京口、奴才前往面商、尚有需用桌椅鋪墊、仍委塩屬人員備辦、隨將緣由、会同恭摺奏聞。

……中略……所有淮商原交修理行宮銀八万両、並未動用。奴才仍於明春面請聖訓解交。

とあり、乾隆三〇年春に行なわれた四度目の南巡に先だつて行宮を修理する費用を兩淮の塩商が捐納したことが述べられている。

また、塩商が塩政に代わつて買辦した器物とは先に引用した『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯一〇七頁所収の彰宝・尤拔世の奏摺には「代購貢物」と書かれており、皇帝へ献上するためのものであった。これについては『清高宗実録』の中でも、兩淮塩引案が発覚した直後に乾隆帝が塩商らを追及して（乾隆三十三年六月辛巳（二五日）の条）、

朕屢次巡幸江南、一切行宮・道路諸費、俱係官為經理、絲毫不累閭閻。惟兩淮坐落陳設等事、向係商人承辦。雖伊等情申報効、分所当然、朕尚以其捐貲急公、微勞宜錄、是以、疊次加賞職銜、賚予至為優渥。今閱彰宝所奏、則該商人等、一切辦公物件、均於應交官項內動支。是不但不應加恩、并當查明治罪。所有從前賞給奉宸苑卿銜之黃源德・徐尚志・王履泰、布政使銜之江広達、按察使銜之程謙德・汪啓源、均著去職銜、交与彰宝嚴切根究、務得实情。

と述べて、塩商たちが南巡の際に「坐落陳設」（＝裝飾品を設置する）等のことを自らの寄付として請け負うとしておきながら、その実、不正に貯積した塩の専売収入から支出していたことを一番の罪状として挙げ、餘利銀が南巡のために多く支出されていたことを乾隆帝自身も認めている。実際に徴収され、存貯された餘利銀のかなり多くの部分が乾隆帝の南巡を契機として費やされたのである。

本節では「餘利銀」について検討した。これをまとめると以下のようになる。

乾隆前期における経済の発展を反映して兩淮行塩区の塩務行政は頗る順調で、定額内の塩引は不足を来たしたが、清朝は預提塩引の発行によってこの不足を補った。預提塩引は定額内の正引に比べて、塩商の手に残る利益が大きく、塩政と塩商は、清朝中央政府に隠して、その差額の一部を額外収入として自らの手許に収め、残りの一部を「餘利銀」として塩運司庫にプールし、公費の支出にあてることとした。乾隆帝の南巡に際し、塩商によって行なわれた多額の捐納（種々の建築を含

む)は、こうして徴収された餘利銀の中から支出されたものであった。揚州の塩商は莫大な財産を持っていたといわれるが、それは、餘利銀のような額外収入があったがゆえである。しかも、皇帝の南巡などという不時でしかも莫大な支出にたいしては自由になる資金が予想外に少なく、預提塩引から得られる餘利銀をそれに当てるなどの操作を経て、捐納の財源をいわば「捻出」していたのである。

こうした捐納の出所を知らなかった乾隆帝は塩商にたいして官銜を賜与し、その功績に報いたが、これは捐納によって乾隆帝が喜んだことを示しており、まさに、兩淮の塩政と塩商は、預提塩引を契機とする額外の収入から、銀を私腹して直接的に利益を得たばかりではなく、捐納を行なうことよって自らの腹を痛めずに皇帝の歛心を買うという間接的な利益を得ることに成功した——結局は露見して一時的なものに終わったといえ——ともいえる。このことは、第一節で述べたように、皇帝個人と密接な関係を持つべき塩政には特に重要なことであつたと考えられる。

#### 四、官僚による資金の貸付

第三節では、塩引を預提を契機にして独自の「財源」を確保しようとする塩政と塩商の癒着について述べたが、官僚と塩商の癒着は、これ以外にも、營運生息銀の貸借を契機として形成されることがあつた。前節で述べたように、塩政を運営していく資金のほかに種々の捐納を求められる塩商は、予想外に資金に不足していた。そこで、それを、他方面から借り入れる資金で補おうとする。これについては、例えば『宮中檔乾隆朝奏摺』第二二輯七八一頁、兩淮塩政高恒に、

查運庫、近拠江西塩道解到該道庫内節年積存塩規・引費銀八万七千七百餘兩、先經奏明、将来同甲申綱收銀一併奏解内庫充公之項、請即於此内撥出七万兩、共合原本十三万二千兩、其中除遵照將步軍統領衙門本銀二万兩解交外、実存銀十一万二千兩、応請奏明給商、早為領運繳息。

とあり、兩淮塩運司庫の余剰金を塩商に貸し与えて運用し、その利息を官庁の資金に当てている例などがあるが、これはその衙門に利益があるとともに、資金の提供を受ける塩商にとつても有利なものであつた。

その上さらに、塩商が、官僚からの資金の借入れを行なう場合もあったのである。「兩淮塩引案」という事件において、塩商による官僚からの資金の借入れは、兩淮塩運使盧見曾、および楊重英の財産調査に付随して判明している。

まず盧見曾が塩商に対して行なった資金の貸し付けについては、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯二九二頁、乾隆三十三年七月一〇日、江蘇巡撫彰宝の奏摺に、

拋署運司姚成烈・常鎮道閔思德・揚州府知府楊魁等稟稱、拋商人程永益之子程澍首報、乾隆二十四年十月内、伊父程永益存日、立券借盧見曾銀五千兩、按月一分起息、共付過利銀四千五十兩、算至本年七月止、尚該利銀一千三百五十兩、連本銀共存銀六千三百五十兩。又拋商人張扶青、即張瑞昌首報、乾隆二十八年正月内、立券借盧見曾之子盧叔諧本銀五千兩、每月一分起息、三十二年七月還過本銀一千兩、并還過利息外、現今共欠本利銀四千六百三十兩。

とあり、塩商程永益が乾隆二十四年（一七五九）一〇月に月利一分で銀五〇〇〇兩を盧見曾から借り受け、さらに塩商張瑞昌が乾隆二八年（一七六三）正月に月利一分で銀五〇〇〇兩を盧見曾の子盧叔諧から借り受けている。

楊重英が塩商に対して行なった貸し付けはさらに大きく、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯二九二頁、乾隆三十三年七月一〇日、江蘇巡撫彰宝の奏摺に、

拋商人洪肇根首稟、楊重英於乾隆二十四年・二十九年、先後託交營運銀一万一千兩。拋商人汪燾首稟、楊重英於乾隆二十九年・三十年、先後託交營運銀二万兩……中略……拋洪肇根・汪燾供稱、楊重英託交商等代為營運銀兩、有一分五厘起息者、有止係一分起息者。乾隆三十一年歲底止、應得利息銀兩、業經楊重英支取訖。自三十二年正月起、至本年六月底止、商人洪肇根名下該利銀二千五百兩、連本共存銀一万三千五百兩、商人汪燾名下該利銀三千八百兩連本共存銀二万三千八百兩、二共本利銀三万七千三百兩、商人等、即可繳齊上庫。此外並無隱匿。

とあり、乾隆二四・二九・三〇年の三度にわたり、洪肇根・汪燾兩名の塩商が、総計三万一〇〇〇兩の銀を月利一分ないし

一分五厘で楊重英から借り受けている。

この楊重英の貸付金の出所については、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯四二六頁、乾隆三三年七月二十六日、江蘇巡撫彰宝・兩淮塩政尤拔世連名の奏摺に次のようにある。

伏查楊重英、初任通州通判、至乾隆十九年閏四月、陞授監掣同知、至乾隆二十五年六月卸事、計在監掣任内、六年有餘。伊交卸監掣同知印務後、經塩政高恒奏准、留於兩淮辦差。於乾隆二十七年二月奉旨、補授揚州府知府、在任三年、及陞任道司、又約一載。伊在兩淮服官最久、塩政吉慶・高恒・普福、皆為統轄上司相待俱好。其監掣任内之本官運司、惟盧見曾一人。緣盧見曾、係乾隆十八年到任、至二十七年九月卸事、楊重英与盧見曾、上下同官一氣十載、逢迎結納、朋比營私、誠如聖諭、実情理所必有。今臣等伝齊商衆研訊、該商等如何与楊重英親近交好、楊重英如何串通結納、得以從中獲利甚多。拋各商供称、乾隆二十一年及二十五・六年辦理差務工程、高恒・普福俱委楊重英督辦查驗。楊重英故意刁難、每將蓋就房屋、及砌就山石、逼勒折毀改移、該商等既慮多費、又恐趕造不及、皆餽送銀兩、方肯收工。拋該商吳裕大等開出、二十一年分共送銀六千七百兩、二十五年分共送銀五千一百兩、二十六年分共送銀七千一百兩、通共被勒銀一万八千九百兩。又拋各商供称、楊重英係吉慶喜悅保陞監掣同知。乾隆二十年普福到任後、待他固好、及二十二・三年高恒任内、楊重英更有臉面、恃勢妄作、每事搜求、商人捆塩・装入、江船守候・封引、楊重英每故意不發、雖遇順風、不得開船。若耽擱違限、又要究処、各商懼伊留難・恐嚇、自十九年起、至二十三年止、商人畢起新等、陸續送銀一万六千二百兩。臣等詰其送銀年月及何人過付、拋該商等供称、皆係楊重英授意、必令各商自行面交、方肯接受。商等或借辦工請示、或借公事進見之時、各自携帶面交。惟伊近身家人經見、並無外人過付。商等亦不敢声張、所以屢被勒索、未致敗露。

ここには楊重英が商人から銀兩を搾取する様が具体的に述べられているが、それによれば、楊重英は、塩政吉慶・高恒・普福および塩運使盧見曾ら各上官の信任と自らの職務権限を本として、塩商が請け負った乾隆帝の南巡を応接する各施設の建造<sup>(3)</sup>や塩輸送にともなう諸検査などの際に塩商から多額の銀兩を搾取し、それを資本として、塩商に対して資金の貸付を行なったのであった。こうして塩商から巻き上げた金を、また塩商に貸すという資金貸付は、官僚の利殖という点においてま

さに都合のよいものであったといえよう。一方、塩商から見た場合、搾取が全くなければ資金の余剰を生んだかもしれず、搾取というものはないほうがよいという解釈も当然成り立つが、しかし、官僚が種々の権限を有する当時の状況下で事業を問題なく推進していこう——あるいは、より有利に仕事を運ぼう——とすれば、官僚の歛心を買う必要があり、こうした搾取は避けることはできないものであった。こうして、搾取は塩商の資金の不足を招き、また塩商は官僚から資金を借りてそれを補填するという悪循環を呼ぶのであった。まさに官と塩商との微妙な癒着の関係が表されているといつてよいであろう。

## おわりに

乾隆三三年に揚州で発覚した兩淮塩引案という事件は、預提塩引という額外の塩引を発行したことを契機として発生した疑獄事件であった。この塩引の額外発行は、預提は、乾隆前期の兩淮行塩区において塩法の運営が順調に行なわれ、定額内の塩引では塩の専売をまかない切れないという現状を打開する、いわば窮通の策であった。これはまさに乾隆前期の経済発展のゆえに引き起こされた現象であり、経済動向の流動性と、原額主義による国家財政の運営との間におこる矛盾をこういう形で解消しようとしたのであった。

塩引の預提自身には何ら問題はなかった。しかし、塩引を預提した場合、額内の塩引を発行した場合に比較して、每引二兩から三兩の余分の利益が塩商の手許に残ることとなった。兩淮塩政と兩淮の塩商は、これをプールしておき、それを乾隆帝の南巡などの事業にともなう捐納に振りあてて乾隆帝の歛心を買ひ、なお残余があった場合、内務府に解交するなどして処理していたが、そうした資金の備蓄は清朝中央政府の裁可を経ず、また、使途の不明な部分も膨大に存在したために、そのことを問題視されて追及されることとなったのである。

こうした事件の捜査から官僚と塩商の癒着の関係が明らかになった。皇帝の南巡などという不時の財政支出に際して、塩商は捐納を行なったが、その実、純然たる「捐納」ではなく、預提塩引という額外の塩引発行を契機とする額外収入を財源とし、その一部を流用したのであった。こうした操作によって、塩政・塩商は自らの懐を痛めることなしに皇帝の歛心を買うことが出来たのである。餘利銀という「捐納」のための特別な資金を準備しなければならなかった背景には、通常の収入



では、塩商が資金に不足していたという事情があった。こうした塩商の自己資金の不足は、官衙および官僚から資金を借り受けることによつて補填されたが、これによつて官僚と塩商の癒着をなお一層強めることになったのである。

塩引の預提が開始されてから事件の発覚にいたるまで二〇余年の長期を要した背景には、乾隆年間<sup>(1)</sup>にいたつて両淮塩政の任期が長期化し、しかもそれが特定の満州人の一族(内務府系統の満州人)によつて占められる傾向が強まり、地方に派遣された官僚の「不正」が露見しにくくなった<sup>(2)</sup>、という事情が存在する。塩政と機能が類似する規模の大きな常関の監督の派遣にも同様の傾向が見られるが、そのような傾向を示す裏には、かかる流動的な経済を管理する官僚のポストを皇帝個人と関係の深い内務府系満州人官僚に任せるべきであるという方針の存在が窺われる(そうであるからこそこうした官僚は皇帝個人の歡心を買ひ、その結びつきを一層強めようとする)一方で、複雑化する塩政の業務——その業務の中には本来の塩専売を運営する業務以外に不時の財政支出に際して塩商から捐納を引き出すことまで含まれる——を支障なく運営していくためには、ある程度熟練した官僚の手腕が必要であつたことも一因として考えられる。しかし、これが故に、官僚と塩商の癒着構造の中で中央政府の把握しきれない資金を存貯することが可能になつたのであり、まさにこの「両淮塩引案」という事件は、流動性の高い財源である塩税を前近代社会において管理することがいかに困難であつたかということを具体的に表しているといえよう。

## 註

- (1) 拙稿「乾隆年間における官僚と塩商(二)——両淮塩引案を中心として——」(『九州大学東洋史論集』一五、一九八六)参照。
- (2) 佐伯富氏『清代塩政の研究』(東洋史研究会一九五六年刊)二二八頁に「乾隆時代は鹽務の極盛時代で、額引は全部暢銷したので翌年の鹽引を繰上げて與へた。これを豫提と稱した。」とある。
- (3) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三二輯一一〇頁の奏摺によれば、表2に示したとおり、こことは異なる総額四四三万〇三七四引という数字が報告されている。
- (4) 塩引を預提したことによつて余分の利益を生じ、それを塩政衙門に納入させて「公費」としてプールするこの銀両のことを史料中では「繳銀」・「餘利」などと称しているが、本稿中では「餘利銀」と呼ぶことにする。

(5) 註(2)参照。

(6) 拙稿「乾隆年間における官僚と塩商(一)——両淮塩引案を中心として——」参照。

(7) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三三輯一〇七頁、乾隆三三年六月二〇日、(江蘇巡撫) 彰宝・(兩淮塩政) 尤拔世の奏摺参照。

(8) この記述の詳細は不明のため、実際に自分の懐にいれてしまったかどうかは不明である。

(9) 營運生息銀については、安部健夫氏「清代における典當業の趨勢」(羽田博士頌壽記念東洋史論叢) 東洋史研究会一九五〇年刊、のち『清代史の研究』創文社一九七一年刊、所収) および佐伯富氏「清朝の興起と山西商人」(『社会文化史学』一、一九六六年、のち『中国史研究』第二、東洋史研究会一九七一年刊、所収) 参照。ただし安倍・佐伯両氏は、「營運生息銀兩」を、官衙が資金を商人に貸与する場合に限定して用いておられるが、本稿においては、官僚と塩商の間に行なわれる私的な銀兩の貸借も含めて使用することとする。

(10) 兩淮の塩商が衙門の資金を借り受けた事例については、これ以外に、『宮中檔乾隆朝奏摺』二三輯二三五頁などに記載されている。『宮中檔乾隆朝奏摺』で見られる事例以外については佐伯富氏「清朝の興起と山西商人」参照。

(11) 盧見曾が兩淮塩運使であったのは乾隆一八年(一七五三)から二七年(一七六二)の約九年間である。拙稿「清代における官僚と塩商(一)——両淮塩引案を中心として——」参照。

(12) 後引の『宮中檔乾隆朝奏摺』第三一輯四二六頁、乾隆三三年七月二六日、江蘇巡撫彰宝・兩淮塩政尤拔世の奏摺および嘉慶『兩淮塩法志』卷三四、職官三、各官姓名表上によれば、楊重英の兩淮における官歴は以下のとおりである。

乾隆一四年 一〇九年閏四月 通州通判

一〇九年閏四月 一〇五年六月 監掣同知

一〇五年六月 一〇七年二月 南巡に関する諸工事を監督

一〇七年二月 一〇三〇年 揚州知府

一〇三〇年 一〇三一年 道員

(13) この引用史料中に「乾隆二十一年及二十五・六年辦理差務工程」とあるのは、時期からみて、乾隆三二・三十七年に行なわれた二度目と三度目の南巡に先だつ建設工事の監督を指すと考えられる。

(14) この事件を発覚しにくくした原因の一つに、兩淮塩政を監視する責務のある兩江総督に兩淮塩政高恒の「堂兄弟」である高晋が就いていたことがあげられる。先に拙稿「乾隆年間における官僚と塩商(一)——両淮塩引案を中心として——」において、高恒と高晋は「胞兄弟」であるとしたが、誤りであった。したがって高晋の胞兄であり、普福とは姻戚関係にある高誠も高恒とは「堂兄弟」の関係になる。ここにおいて訂正させていただく。